

**駐車場施設設置場所の貸付け（神奈川県警察自動車
運転免許試験場来場者用暫定駐車場）の入札説明書**

入札日時 平成26年6月5日（木）午前10時20分～

入札場所 神奈川県警察本部庁舎地下1階 入札室

神奈川県警察本部

総務部会計課

神奈川県では、県有地・県有施設の有効活用を図るため、駐車場施設の設置場所について、一般競争入札による貸付けを導入しています。

入札に参加する方は、この説明書を御覧いただいた上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 物件

入札件名	所在地	貸付場所	貸付面積
駐車場施設設置場所の貸付け (神奈川県警察自動車運転免許試験場来場者用暫定駐車場)	横浜市旭区中尾 1丁目4番	別紙1「配置 図」のとおり	6319.50㎡
	横浜市旭区中尾 2丁目3-1		3.00㎡

※ 貸付面積は、参考ですので、現況については、必ず自らで調査・確認の上、お申し込みください。なお、貸付面積と現況実測数値とが異なる場合は、現況実測数値が優先されます。

※ 貸付場所には、本柱1本、支線1本（別紙1「配置図」参照）があります（これらの移設や撤去はできません）。

※ 今後、上記の物件について、入札中止、内容変更をすることがあります。

(2) 貸付期間

平成26年7月1日から平成31年3月31日まで

(3) 貸付場所の用途

有料時間貸駐車場（二輪駐車場及び自転車駐輪場は除外する。）の設置及び運営

(4) 有料時間貸駐車場に関する条件

別紙2「仕様書」のとおり

(5) 入札に関する問い合わせ先及び入札書類の提出先

神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係

住 所：横浜市中区海岸通2-4

電 話：045-211-1212（内線2248）

FAX：045-211-0391

2 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 官公庁施設、図書館、公民館、病院、銀行その他これらに類するものに併設される
駐車場施設の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上営んでいない者

(3) 県税を完納していない者

(4) 県内に事業所を有しない者

(5) 仕様書に示す内容を履行できない者

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらのものと密接な関係を有する者

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

平成26年6月5日（木）午前10時20分
受付開始時刻 午前10時00分
受付締切時刻 午前10時10分
入札開始時刻 午前10時20分
開札開始時刻 入札書を入札箱に投函後、ただちに開札

(2) 受付場所

神奈川県警察本部庁舎1階ロビー

(3) 入札及び開札場所

神奈川県警察本部庁舎地下1階 入札室

(4) 入札当日の持ち物

入札書（代理出席の場合は委任状も併せて必要）
印鑑（入札者又は代理人の印鑑）
競争参加資格確認通知書
身分証明書（運転免許証等、写真付きのもの）
筆記用具

(4) その他

- ア 使者及び郵送等による入札書の提出はできません。
- イ 入札会場への入室は、申請者又はその代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。））の方のみとさせていただきます。

5 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

平成26年5月26日（月）から5月28日（水）までの午前8時30分から午後5時15分の間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人
ア	入札参加申請書	○	○
イ	身分証明（市町村発行のもの）及び住民票		○
ウ	誓約書	○	○
エ	神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書	○	○
オ	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
カ	確定申告書（写）		○

キ	印鑑証明書	○	○
ク	神奈川県税納税証明書	○	○

※ イ、オ、キ及びクについては、発行後3ヶ月以内の原本としてください。

※ カについては、直前に申告したものとしてください。

※ クについては、神奈川県県税条例施行規則第48号様式（一般用）としてください。

(3) 提出先

提出期間内に、提出書類を1(5)に記載の提出場所に直接持参するか若しくは郵送（期限内必着）してください。

6 質問書及び回答について

(1) 受付期間

平成26年5月16日（金）から5月21日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分の間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出先

質問書（神奈川県所定様式）を1(5)に記載の提出場所に直接持参するか、郵送等（期限内必着）又はFAXでの送付とします。

(3) 質問の回答

入札参加申請書提出時に全員に対して配布します。なお、再質問は認められません。

7 入札参加資格の確認等

上記5(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、平成26年6月4日（水）までに、申請者あて結果を書面にて通知します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

8 入札方法等

(1) 入札書に記載する金額

ア 入札書に記載する金額は、賃貸借全期間（4年9ヶ月間）の駐車場施設設置場所の貸付料の総額とします。

※ 1月当たりの賃料を見積もり、その賃料から積算した金額を入札書に記載してください。

イ 県が定める予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けを行います。

(2) 代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。

以下この入札説明書において同じ。）による入札

ア 代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければなりません。

イ 代理人に復代理人を選任する権限を委任する場合は、どの段階まで認めるかを委任状において明確にしてください。なお、どの段階まで認めるか明確な記載がない場合は、二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含むものとみなしま

す。

ウ 復代理人が入札する場合は、前記の委任状のほかに代理人から復代理人への委任状も必要となります。なお、申請者から代理人への委任状及び代理人から復代理人への委任状の代理人の印は、印鑑登録済の印鑑を使用してください。また、委任状に押印した代理人の印鑑の印鑑証明書を入札当日の受付時に委任状に添付して提出してください。

(3) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。

イ 再度の入札を含めて、当日の入札は2回までとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度の入札に参加することはできません。

ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切ります。

(4) 入札保証金

免除

(5) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

ウ 入札書は、折って入札箱に投函してください。

9 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加することができない者がした入札

イ 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者又はその代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。））の記名、押印のない入札

ウ 金額欄に金額のないもの、金額が読み取れないもの、金額が訂正してあるものなど、入札金額が不明な入札書を提出した入札

エ 条件を付した入札書を提出した入札

オ 1人で2通以上の入札書を提出した入札

カ 1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上の代理をした者の入札

キ 委任状を提出しない代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。））のした入札

ク 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札

ケ 申請者、代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。））及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札

コ 前各号に定めるもののほか、この説明書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

(2) 失格

入札開始時に入札会場に本人又は代理人（復代理人）が不在の場合は、失格とします。

10 落札者の決定方法

- (1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした方が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

11 入札結果の公表

- (1) 一般競争入札に付した結果、落札者が決定した場合は、速やかに県のホームページに以下の内容を公表します。
 - ア 対象施設
 - イ 落札者（法人、個人の別）
 - ウ 落札金額
 - エ 貸付料年額
 - オ 入札参加者数
 - キ 問い合わせ先
- (2) ただし、入札が不調となった場合は、参加者（法人、個人の別）、入札額の公表は行いません。

12 契約条件等

- (1) 別添契約書（案）のとおり。
- (2) 落札者は、県で作成した契約書を受領の上、記名押印し、平成26年6月17日（火）までに提出してください。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。
- (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

13 事業計画

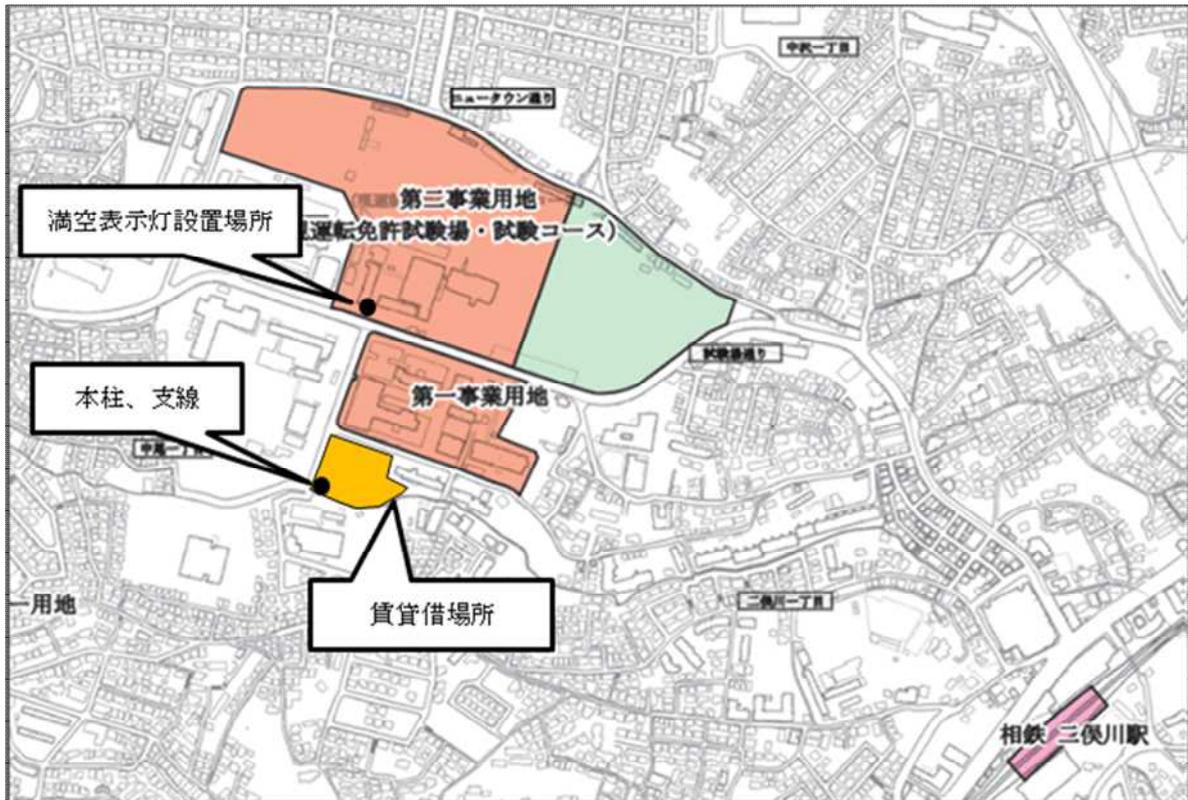
落札者は、県と協議の上、有料時間貸駐車場に係る運営体制、利用料金体系及び設備設置工事の内容等の計画について記載した事業計画書を作成し、平成26年6月13日（金）までに提出してください。

14 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）、神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）の定めるところによります。
- (2) 本書を入手した方は、当該募集手續以外の目的で本書を使用してはなりません。

- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、落札した本件契約の解除に加えて、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに普通財産貸付契約の解除を行うことがあります。

配置図



駐車場施設設置場所賃貸借契約書（案）

貸主 神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「発注者」という。）と借主 <落札者>（以下「受注者」という。）とは、神奈川県が所有する県有財産の一部（第2条に定める場所）（以下「賃貸借場所」という。）において、有料時間貸駐車場を設置することを目的として、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 発注者受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受注者は、賃貸借場所が県有財産の一部であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（賃貸借場所）

第2条 賃貸借場所は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	配置図	賃貸借面積
自動車運転免許試験場 来場者用暫定駐車場	横浜市旭区中尾 1丁目4	別紙1のとおり	6319.50 m ²
自動車運転免許試験場	横浜市旭区中尾 2丁目3-1	別紙1のとおり	3.00 m ²

2 賃貸借面積と現況実測数値とが異なる場合は、現況実測数値が優先する。

3 賃貸借場所には、本柱1本、支線1本が存置。

（指定用途等）

第3条 受注者は、賃貸借場所のすべてを、駐車場施設設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 受注者は、賃貸借場所を指定用途に供するにあたっては、仕様書（別紙2）に記載の有料時間貸駐車場に関する条件等を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、平成26年7月1日から平成31年3月31日までとする。

2 駐車場を運営するために必要な設備機器の設置、撤去等に関する期間は、賃貸借期間に含まれるものとする。

なお、営業期間は平成31年2月28日までとする。

（契約更新等）

第5条 原則本契約の更新は行わないが、両者協議の上賃貸借期間を延長することができるものとする。

(賃料)

第6条 賃貸借期間内の賃料は金 円とし、内訳となる年度ごとの賃料は以下のとおりとする。

平成26年度金	円、平成27年度	円、平成28年度	円
平成29年度金	円、平成30年度	円	

(賃料の支払い)

第7条 受注者は、発注者の発行する納入通知書により、別表に記載した期限までに、その年度に属する賃料を発注者に支払わなければならない。ただし、当該年度の納付期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。以下同じ。）した場合は、発注者の指定する日までに支払うものとする。

(費用負担)

第8条 有料時間貸駐車場の設計、整備、運営及び維持管理、修繕、撤去等にかかる費用は、受注者の負担とする。

(瑕疵担保等)

第9条 受注者は、本契約締結後、賃貸借場所に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、発注者に対し、賃料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

(転貸の禁止等)

第10条 受注者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 賃貸借場所を第三者に転貸し、又は賃貸借場所の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸借場所の形質を改変しないこと（ただし、発注者が認めたときは、この限りではない。）。
- (3) 賃貸借場所に設置した工作物を第3条の指定用途以外に使用しないこと。
- (4) 賃貸借場所に建物を設置しないこと。
- (5) 賃貸借場所に設置した工作物に係る所有権を登記しないこと。
- (6) 賃貸借場所に設置した工作物に係る占有名義を変更しないこと。

(借主の義務)

第11条 受注者は、この土地を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 受注者は、第3条の事業に関わる総ての事項について責に任ずるものとし、発注者は、一切の責めを負わないものとする。
- 3 発注者がこの土地の管理上必要な事項を受注者に通知した場合、受注者は、その事項を遵守しなければならない。
- 4 受注者は、この土地の使用にあたっては、近隣と調和のとれた利用を行うとともに、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければならない。
- 5 受注者は、駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）、横浜市駐車場条例、横浜市屋外

広告物条例等関係法令の規制対象となる場合には、これら関係法令の規制に従うとともに、届出等を要する場合には利用開始日前に所要の手続きを完了しなければならない。

なお、届出等に必要な図面等は受注者が作成し、届出に係る費用は、受注者が負担するものとする。

(一括委託の禁止)

第12条 受注者は、本契約に基づく駐車場施設設置事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第13条 受注者は、賃貸借場所を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、発注者の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 発注者が、受注者に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、発注者は、受注者に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第14条 受注者は、賃貸借場所の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。

(設備機器の毀損等又は金銭の盗難)

第15条 発注者は、設置された駐車場設備機器の毀損、及び精算機内の売上金又は釣り銭の盗難について、発注者の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(秘密の保持等)

第16条 受注者は、賃貸借場所の保守及び管理に際して、賃貸借場所に受注者及び受注者の委任を受けた技術者等を立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させるものとする。

2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本契約の終了後においても同様とする。

(配送方法)

第17条 受注者が、自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

(実地調査等)

第18条 発注者は、賃貸借期間中、必要に応じて、受注者に対し賃貸借場所や売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、受注者は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第19条 受注者は、第3条で定める指定用途等の義務に違反したときは、第6条で定める期間内の賃料総額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、事情やむを得ないものであると発注者が認めたときは、この限りではない。

- 2 受注者は、第6条で定める賃料、第24条第2項で定める費用又は同条第3項で定める賃料に相当する金額（以下「賃料等」という。）について、発注者が定める納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、賃料等の金額につき年2.9パーセントを乗じて計算した金額の違約金を発注者に支払わなければならない。
- 3 前2項に規定する違約金は、違約罰であって、第25条に定める損害金の予定又はその一部とはしない。

(契約の解除)

第20条 発注者は、受注者が本契約に定める義務に違反した場合には、受注者に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- 2 発注者において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借場所を必要とするときは、発注者は、3か月前までに解約の通知を行い、本契約を解除することができる。
- 3 発注者は、受注者に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合には、受注者に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 賃貸借料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
 - (2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
 - (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
 - (5) 発注者の書面による承諾なく、受注者が2か月以上賃貸借場所を使用しないとき。
 - (6) 発注者の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - (7) 受注者の信用が著しく失墜したと発注者が認めるとき。
 - (8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
 - (9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、発注者が契約を継続しがたい事態になったと認めるとき。
 - (10) 前各号に準ずる事由により、発注者が契約を継続しがたいと認めるとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第21条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

- (2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、第6条で定める期間内の賃料総額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第22条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、賃貸借期間開始時に遅れが生じる恐れがある場合は、発注者と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により賃貸借期間開始時に遅れが生じる恐れがある場合は、発注者と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。

（賃貸借場所の明け渡し）

第23条 賃貸借期間が満了したとき若しくは第20条又は第21条の規定により解約したときは、受注者は、直ちに賃貸借場所を発注者に明け渡さなければならない。

（原状回復義務）

第24条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、自己の負担において賃貸借場所を原状に回復しなければならない。ただし、発注者が適当と認めたときは、この限りではない。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により、賃貸借場所を滅失又は毀損したとき。

(2) 前条の規定により賃貸借場所を発注者に明け渡すとき。

2 発注者は、受注者が前項の義務を履行しないときは、賃貸借場所を原状に回復し、受注者からその費用を徴収することができる。

3 受注者は、前2項の場合において、第1項ただし書の規定による場合を除き、賃貸借期間が満了した日又は契約の解除された日の翌月から、受注者又は発注者が賃貸借場所を原状に回復して明け渡した月までの月数に応じ、第6条で定める賃料に相当する金額を発注者に納付しなければならない。

(損害賠償)

第25条 受注者は、本契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

2 発注者が第20条第2項の規定により本契約を解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に対しその補償を請求できるものとする。この場合の補償額は、第6条で定める期間内の賃料を、月割計算により契約の残期間相当分につき算定した額を限度とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第26条 第23条の規定により、賃貸借場所を明け渡す場合において、受注者が賃貸借場所に投じた改良費等に有益費、修繕費その他の費用があっても、受注者はこれを発注者に請求しないものとする。

2 発注者の承認の有無にかかわらず、受注者が施した造作については、本契約の終了の場合において、受注者は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第27条 本契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義の決定等)

第28条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、発注者受注者協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所)

第29条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、発注者の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 月 日

発注者 横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

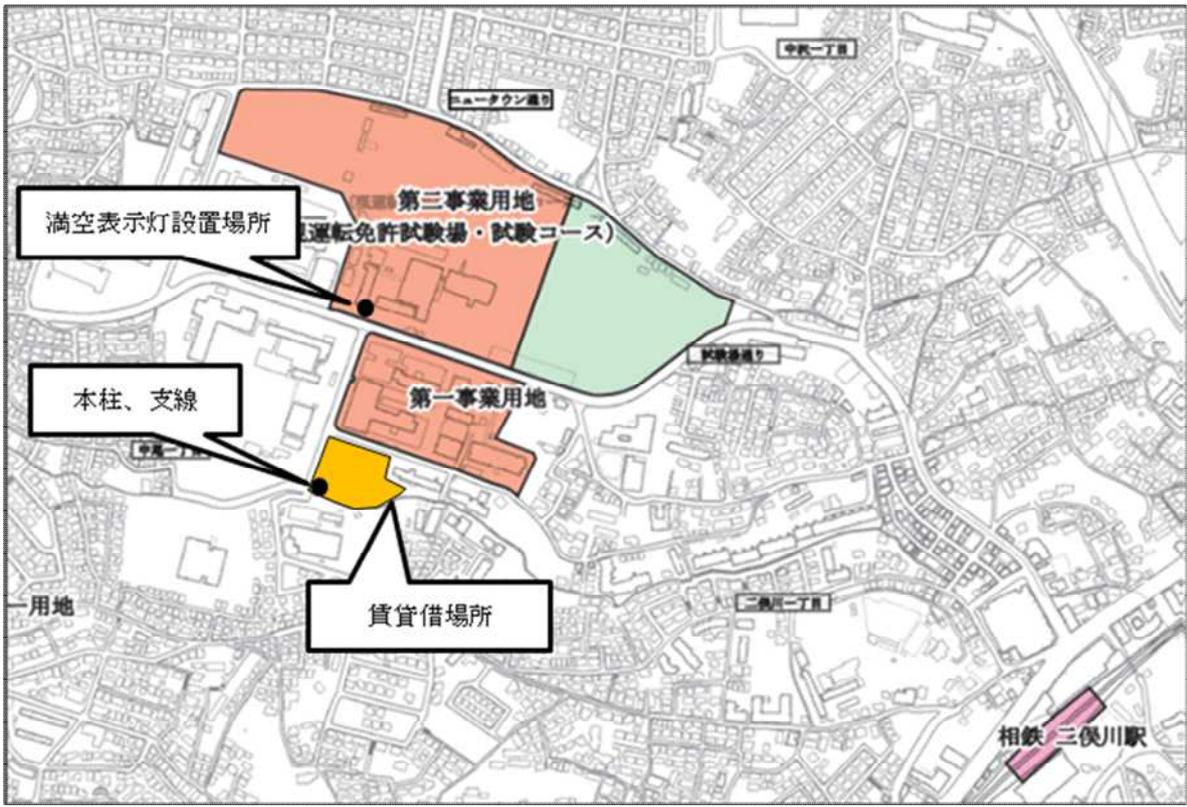
受注者 住所

氏名

(別表)

年 度	納 付 期 限
平 成 26 年 度	平 成 26 年 7 月 31 日
平 成 27 年 度	平 成 27 年 4 月 30 日
平 成 28 年 度	平 成 28 年 5 月 2 日
平 成 29 年 度	平 成 29 年 5 月 1 日
平 成 30 年 度	平 成 30 年 5 月 1 日

配置図



仕様書

1 有料時間貸駐車場に関する条件

(1) 受注者は、賃貸借期間の開始前までに事業計画書を作成し、発注者の承認を受けなければならない。また、事業計画書を変更する場合は、事前に発注者と調整をして承認を受けること。

(2) 受注者は、自らの責任と負担において、有料時間貸駐車場の設計、整備、運営及び維持管理、修繕、撤去等を行うこと。

(3) 駐車場の計画（設計）

ア 駐車場出入口はゲート方式とし、ゲートは受注者が遠隔操作で開閉できるものとする。また、入口及び出口のゲートは敷地西側にそれぞれ1箇所設けること。

イ 駐車場の路面全てについては、アスファルト舗装を行うこととし、泥水等が跳ねることがないようにするとともに、必要な駐車ラインを引き個々に車止めを設置すること。

ウ 精算機には電話若しくはインターフォンを取付け、障害等発生時には、受注者と駐車場利用者が直接連絡を取ることができるような対応をとること。また、利用者の利便性向上のため出口のゲートに設置する精算機とは別に、事前料金精算機（出口のゲートで出庫時に料金精算するのではなく、事前に料金精算を終わらせるもの）を1台設置すること。

エ 車室、車路の配置は、次のことに留意して設計すること。

(ア) 車室、車路及び設備配置については、安全を十分に確保した対応をすること。

(イ) 身体障害者用駐車スペースを1台分設置すること。

(ウ) 駐車場内等における案内、注意喚起及び事故防止などの看板の位置、内容・機器の設置等については、事業計画書に記載し発注者の承認を受けること。

オ 駐車台数は206台以上を確保することとし、駐車場運営に支障がある樹木については、事業計画書に記載し発注者の承認を受け、抜根、伐採及び枝打ちを行うこと。

カ 駐車場内には、駐車場法施行令に定める照度を保つために必要な照明装置を設置すること。

キ 駐車場内には、当該地が試験場来場者用駐車場であること及び管理事業者名等を示す看板を設置すること。

ク 満車の際には、試験場通り（別紙1記載部分）に設置する満空表示灯等

により、満車の事実が容易に分かるような表示を行うこと。

ケ 駐車場の運用開始日は、平成26年8月15日（金）までとすること。

(4) 駐車場整備工事

ア 受注者は、発注者が事業計画書について承認した後でなければ、工事を行うことができない。

イ 工事可能な時間は9時から17時までとし、近隣の住環境に配慮すること。

ウ 敷地北西側（別紙1記載部分）にある既存案内看板を撤去すること。また、敷地内の工作物で駐車場運営上不要なものについては、事業計画書に記載し発注者の承認を受け、撤去すること。

(5) 駐車場の運営

ア 土曜日、祝日、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までを除く、6時から18時までの間を試験場来場者用時間帯（以下「来場者用時間帯」という。）とすること。

イ ア以外の時間帯については、一般有料時間貸駐車場として運用可能とする。

ウ 受注者は、駐車場内外での事故、駐車場を管理する装置の障害の問題等が発生した場合は昼夜を問わず、連絡を受けてから原則30分以内に現地へ到着し対応を行う体制を整えること。

エ 運営開始時には、駐車場利用方法による混乱が生じないように配慮すること。

オ 降雪等の際には、駐車場内の除雪等を早期に行うこと。

カ 発注者に対し、駐車場利用者への対応マニュアルを作成し配付すること。

キ 駐車場に入るための滞留車両がなくなる様に看板等を設置すること。

(6) 駐車料金の設定

ア 来場者用時間帯の駐車料金は、上限額を700円とし、一律制とするか時間制とするかは、提案による。なお、時間制とした場合において、試験場との距離等を勘案し、時間的な許容を設けた料金設定が行われるよう配慮すること。

過去の駐車場利用状況については別紙2のとおりである。

イ 毎年1月4日以降の最初の日曜日及び次の日曜日における来場者用時間帯における駐車料金は、無料とすること。来場者用時間帯以外の時間帯における駐車料金については、自由に設定できる。

ウ 精算機は、高額紙幣及び500円硬貨対応が可能なものとする。また、クレジットカード決済又は電子マネー決済対応とすること。

エ 来場者用時間帯における料金体系を変更する場合には、事前に発注者の承認を受けること。

オ 精算機には、操作方法及び緊急時の連絡先等の説明を、日本語、英語で分かり易く表示する。

(7) 駐車場の利用制限

災害等により、緊急対策として発注者が必要と認めるときは、駐車場の利用を制限できるものとし、受注者は発注者に協力しなければならない。

(8) 事業終了後の原状回復

ア 受注者は本事業が終了したとき、精算機、照明機器、表示板、車止め、配線等受注者が設置した工作物すべてを撤去し、原状回復するものとする。ただし、駐車場内の路面に設置されたアスファルトについては存置すること。

イ 撤去に要する日数は、賃貸借期間に含まれるものとする。

なお、撤去作業の期間は1ヶ月を想定している。

2 駐車場利用状況、苦情等の報告

(1) 受注者は、駐車場の利用状況（1日毎の駐車台数及び売上額）について、月報（月末締め）を翌月末日までに発注者に提出すること。

(2) 駐車場に関する近隣及び駐車場利用者等への対応は、すべて受注者の責任で行うものとする。

なお、事故や利用者からの苦情等があった場合、受注者は、直ちに書面により神奈川県警察本部交通部運転免許本部免許課長へ報告すること。

3 駐車場内の安全確保と防犯

受注者は、駐車場内における安全の確保と防犯に努めること。

防犯カメラは、必要に応じて設置することとし、防犯カメラで記録した映像データ等の個人情報保護については、万全の管理を行い、その映像データについて消去・上書等の処分方法により漏洩防止措置を行うこと。また、防犯カメラが作動中である旨を駐車場内に表示し、駐車場利用者に周知すること。

4 発注者の体制

発注者は、賃貸借場所の整備工事及び運営に関する窓口として、神奈川県警察本部交通部運転免許本部免許課を指定する。

5 その他

(1) 仕様書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）、神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）の定めるところによる。

(2) 貸付期間は、契約締結日から平成31年3月31日までとするが、協議により変更できるものとする。



別紙2

時間別駐車場利用状況

平成20年7月28日(金)	入庫状況			出庫状況		
	旧試験場第一駐車場 (126台)	旧試験場第二駐車場 (83台)	合計	旧試験場第一駐車場 (126台)	旧試験場第二駐車場 (83台)	合計
7時	37	56	93	1	2	3
8時	65	40	105	6	36	42
9時	39	13	52	11	16	27
10時	20	10	30	21	13	34
11時	9	42	51	58	46	104
12時	35	43	78	48	23	71
13時	39	22	61	15	26	41
14時	27	10	37	16	10	26
15時	8	14	22	41	44	85
16時	2	4	6	62	53	115
17時	0	1	1	3	9	12
18時	0	0	0	0	0	0
合計	281	255	536	282	278	560

平成20年8月1日(月)	入庫状況			出庫状況		
	旧試験場第一駐車場 (126台)	旧試験場第二駐車場 (83台)	合計	旧試験場第一駐車場 (126台)	旧試験場第二駐車場 (83台)	合計
7時	32	37	69	1	1	2
8時	57	43	100	6	15	21
9時	22	7	29	4	6	10
10時	24	10	34	22	13	35
11時	7	36	43	49	54	103
12時	33	50	83	32	35	67
13時	27	25	52	28	22	50
14時	21	25	46	21	34	55
15時	2	15	17	36	43	79
16時	0	0	0	34	42	76
17時	0	0	0	2	2	4
18時	0	0	0	0	0	0
合計	225	248	473	235	267	502

※ 入庫状況と出庫状況の差については、午前7時前に入庫しているため